

アルミニウム受渡条件調整実施要領

アルミニウム受渡条件調整実施要領

(目的)

第1条 本要領は、アルミニウム受渡細則（以下「細則」という。）第16条に規定する受渡条件調整による受渡し（以下「受渡条件調整」という。）に関し、必要な事項を定めたものである。

(定義)

第1条の2 受渡条件調整は、受渡しを行う取引参加者（業務規程第6条第1項に定める取引参加者をいう。以下同じ。）が、当月限納会後に、受渡条件について協議し合意が得られた場合、その旨を当社に申し出ることによって行われる受渡しのことをいう。

(申出期間及び方法等)

第2条 受渡条件調整の申出期間及び方法等は、次のとおりとする。

- (1) 申出を行う取引参加者は、細則第16条第1項に規定する期間内までに、渡方及び受方が連署した当社が定める通知書を当社に差し出さなければならない。
- (2) 申出を行った取引参加者は、前号に規定する通知書を当社に提出した場合には、第9条の規定に基づき受渡しを行うものとする。

(申出の取消)

第3条 受渡条件調整の申出を行った取引参加者は、その申出を取り消すことができない。

(受渡供用品)

第4条 受渡供用品は、細則第2条及び第3条の規定にかかわらず、以下の基準を満たした受渡品のうち、受渡当事者間で合意したものとする。

- (1) 第5条に規定する倉庫への庫入れ及び輸入通関が完了したもの。
- (2) アルミニウム純度が99.70%以上のものであって、鉄分0.20%以下、シリコン0.10%以下のもの。

(受渡場所)

第5条 受渡場所は、本邦所在の営業倉庫のうち、受渡当事者間で合意した倉庫とする。

(受渡品の量目の計算)

第6条 受渡品の量目については、港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第4条の規定に基づき、国土交通大臣の許可を受けた検量機関の発行する証明書に基づくものとする。

2 受渡品の量目はキログラム位までとし、キログラム未満の端数が生じたときは、その小数点1位を切り捨てて計算する。

(受渡品の量目の増減の許容限度)

第7条 受渡品の量目の許容限度は、受渡数量に比し100分の2以内とし、当該量目の増減は受渡値段をもって決済するものとする。

(受渡日時)

第8条 受渡日時は、業務規程第50条において規定する日時とする。

(受渡方法)

第9条 受渡条件調整による受渡しの方法は、次のとおりとする。

- (1) 当社は、第2条第1号に規定する通知書を受領したのち、受渡日の前営業日の正午までに当該取引参加者に対して、受渡代金及び受渡代金に係る消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）相当額（以下、受渡代金と受渡代金に係る消費税相当額を合算した額を「受渡代金等」という。）を通知する。
- (2) 渡方は、受渡日の前営業日の午後3時までに、受渡しに提供する受渡品の倉荷証券（当社が指定した倉庫業者が発券したものに限る。）又は荷渡指図書（当社指定倉庫業者以外のもを含む。）を当社に差し出し、受渡日時に受渡代金等の支払いを受ける。
- (3) 受方は、受渡日の正午までに、受渡代金等を当社に差し出し、これと引換えに倉荷証券又は荷渡指図書の引渡しを受ける。

(故障の申立)

第10条 受方は、受渡条件調整により受渡しされた受渡品について、故障の申立てをすることができない。

(法定帳簿の記載方法)

第11条 受渡条件調整を行った取引参加者は、法定帳簿上、受渡条件調整により受渡しを行ったことが判別できるよう、これを記載しなければならない。

(その他)

第12条 本要領に定めのない事項については、受渡当事者間の合意により決定するものとする。

(アルミニウム受渡細則の準用)

第13条 細則第7条の規定は、受渡条件調整について準用する。

(改廃)

第14条 本要領の改廃は、代表執行役社長の決裁をもって行う。

附則

本要領は、平成20年12月1日に施行する。

附則

第6条（受渡品の量目）及び第8条（受渡日時）の変更規定は、平成21年5月7日に施行する。

附則

第2条（申出期間及び方法等）第1号の変更規定は、業務規程第87条（取引の態様による取引参加者の種類）の変更が効力を生ずる日（平成21年10月8日）に施行する。

附則

第9条（受渡方法）第2号の変更規定は、中部大阪商品取引所アルミニウム市場の上場廃止日（平成22年7月16日）から適用する。

附則

第6条（受渡品の量目の計算）及び第11条（法定帳簿の記載方法）の変更規定は、平成24年5月15日に施行する。

附則

第1条の2（定義）の新設規定及び第2条（申出期間及び方法等）の変更規定は、平成26年3月31日に施行する。

附則

第1条の2（定義）、第2条（申出期間及び方法等）、第3条（申出の取消）、第9条（受渡方法）及び第11条（法定帳簿の記載方法）の変更規定は、平成28年10月31日に施行する。